

(電子メール施行)
教総第1434号
令和3年2月1日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長
各県立学校長
様

教育長

兵庫県教育委員会の後援名義等の使用許可に
関する要領の一部改正について（通知）

標記のことについて、県の行政手続に関する押印廃止の基本方針を踏まえ、兵庫県教育委員会の後援名義の使用許可に関する要領を一部改正しますので通知します。

記

1 改正内容

- (1) 様式1、様式2、様式7、様式8及び実施報告書の押印箇所の廃止及び元号の記載を削除する。様式3、様式4、様式5及び様式6については、元号の記載を削除する。
- (2) 押印廃止による虚偽申請やなりすましを防止するため、第7条（許可の取消し）に使用許可の取消し要件として、申請内容に虚偽があった場合を追記する。
- (3) その他規定の整備を行う。

2 実施期日

通知日から実施する。